

外国人留学生等マッチング支援事業・外国人材定着支援事業 業務委託に係る審査基準

審査項目	審査基準	配点	係数
業務内容への理解度	現状の課題や事業目的及び事業内容に対して知識・理解が十分にあるか。また事業に対する意欲が見込めるか。	5	1
業務遂行能力等	業務執行体制や工程が明確に示されており、業務の完遂が見込めるか。	10	2
業務内容への提案	企業・外国人材の募集方法は適切かつ効果的な内容となっているか。	10	2
	相談窓口の体制は、適切かつ効果的な内容となっているか。	5	1
	企業向けセミナー及び雇用管理セミナーの企画内容は、適切かつ効果的な内容となっているか。	5	1
	外国人材向けセミナーの企画内容は、適切かつ効果的な内容となっているか。	5	1
	合同企業説明会の企画内容は、適切かつ効果的な内容となっているか。	10	2
	交流会の企画内容は、適切かつ効果的な内容となっているか。	5	1
	インターンシップの企画内容は、適切かつ効果的な内容となっているか。	10	2
	SNSでの情報発信は、適切かつ効果的な内容となっているか。	5	1
	専門家派遣の支援内容は、適切かつ効果的な内容となっているか。	10	2
	特設サイトのデザインや掲載内容は、参加者の興味を引きわかりやすく魅力的な内容となっているか。	10	2
事業経費	経費は妥当な金額になっているか	10	1
	合計	100	

○審査は5段階評価において行い、5段階評価に係数を掛けたものを点数とします。

(5 非常に優れている 4 優れている 3 普通 2 劣っている 1 非常に劣っている)

○経費見積は予定価格に対する見積金額の割合で審査を行います。

例： 6点 (98% < 見積金額 ≤ 100%) 7点 (96% < 見積金額 ≤ 98%)

8点 (94% < 見積金額 ≤ 96%) 9点 (92% < 見積金額 ≤ 94%) 10点 (見積金額 ≤ 92%)

○提案者が2者以上ある場合は、各審査員による合計点が、満点の6割以上の者のうち最も高い点を獲得した者を契約候補者として選定します

○提案者が1者の場合は、各審査員による合計点が、満点の6割以上で、かつ審査員の合議により認められた者を契約候補者として選定します。